平成２４年（フ）第２７０３号
東京都江東区東陽５丁目20―３―503
破産者　佐橋栄太郎
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７１５号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４－８―1310
破産者　町田　三男
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７５６号
東京都世田谷区代田２丁目12―13
破産者　高崎　直身
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８６３号
東京都豊島区西池袋４丁目25―９―302
破産者　岩渕美智子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９０２号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目29　竹本ハイツ２号室
破産者　加藤　貴之
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２４号
東京都練馬区三原台１丁目13―８―202
破産者　大島　裕美
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３５号
東京都三鷹市新川６丁目16―２―203
破産者　濱崎　圭一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９６０号
東京都品川区八潮５丁目１－４―1223
破産者　大橋　勝昭
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００６号
東京都日野市旭が丘２丁目32―８―303、開始決定時の住所東京都日野市旭が丘２丁目32―８
破産者　山本　高広
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５０号
東京都立川市幸町４丁目26―７
破産者　安藤　英郎
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５２号
東京都町田市本町田2524―１　公社住宅ハ23―101
破産者　中村　文彦
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０８２号
東京都練馬区大泉学園町５丁目25―16
破産者　松岡良太郎
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１５１号
東京都豊島区西巣鴨２丁目15―１
破産者　荒井　美暁
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１７２号
東京都江戸川区西葛西３丁目13―12―402　田中第２ビルツイン・コート
破産者　佐藤　儀和
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２２７号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目14―12―306
破産者　伊藤　賢治
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４１９号
東京都渋谷区元代々木町12―７　ザ・サードビル代々木上原202、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区宮坂２丁目６番16―202号
破産者　株式会社ニュース
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４２０号
兵庫県神戸市東灘区御影中町６丁目４―25―501、開始決定時の住所東京都渋谷区上原３丁目１－２―202
破産者　小坂田重則
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０４３号
東京都昭島市宮沢町478
破産者　田村ゑみ子（旧姓柿崎）
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７７６号
東京都北区浮間２丁目12―24―405
破産者　新部　裕介
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７５０号
東京都世田谷区上北沢４―16―７、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区下高井戸５丁目21番７号
破産者　有限会社南陽商会
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１６６号
東京都八王子市打越町1300―13
破産者　柳　　一之
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部